

北上市職員の高齢者部分休業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市職員の高齢者部分休業条例（令和4年北上市条例第31号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(承認の申請手続)

第3条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（様式第1号）により、別に定める日までに行うものとする。

2 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(規則で定める手当)

第4条 条例第3条の規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

- (1) 初任給調整手当
- (2) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）
- (3) 管理職手当
- (4) 寒冷地手当

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、条例第4条の規定により高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮しようとするときは、高齢者部分休業承認取消（休業時間短縮）同意書（様式第2号）により、当該高齢者部分休業をしている職員の同意を得るものとする。

(休業時間の延長の申請)

第6条 休業時間（条例第4条に規定する休業時間をいう。以下同じ。）の延長の申請は、高齢者部分休業時間延長申請書（様式第3号）により、別に定める日までに行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、休業時間の延長の申請について準用する。

(辞令書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の高齢者部分休業を承認する場合
- (2) 職員の高齢者部分休業の承認を取り消す場合

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(北上市職員の給与の支給規則の一部改正)

2 北上市職員の給与の支給規則(平成3年北上市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第13条 月額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員が勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)、有給休暇(勤務時間等条例第11条に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。)、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数(欠勤(給与条例第28条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。)、介護休暇(勤務時間等条例第11条に規定する介護休暇をいう。))及び<u>修学部分休業</u>(北上市職員の修学部分休業条例(平成28年北上市条例第27号。以下「修学部分休業条例」という。))第2条に規定する修学部分休業をいう。)により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等(給与条例第23条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除く。)の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。</p>	<p>第13条 月額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員が勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)、有給休暇(勤務時間等条例第11条に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。)、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数(欠勤(給与条例第28条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。))、介護休暇(勤務時間等条例第11条に規定する介護休暇をいう。))、<u>修学部分休業</u>(北上市職員の修学部分休業条例(平成28年北上市条例第27号。以下「修学部分休業条例」という。))第2条に規定する修学部分休業をいう。)及び<u>高齢者部分休業</u>(北上市職員の高齢者部分休業条例(令和4年北上市条例第31号。以下「高齢者部分休業条例」という。))第2条に規定する<u>高齢者部分休業</u>をいう。)により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等(給与条例第23条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除く。)の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。</p>

<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 給与条例第28条第1項、勤務時間等条例第15条第3項(勤務時間等条例第15条の2第3項において準用する場合を含む。)、北上市職員の育児休業等条例(平成4年北上市条例第3号)第19条又は<u>修学部分休業条例</u>第6条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第17条の規定の例による。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 給与条例第28条第1項、勤務時間等条例第15条第3項(勤務時間等条例第15条の2第3項において準用する場合を含む。)、北上市職員の育児休業等条例(平成4年北上市条例第3号)第19条、<u>修学部分休業条例</u>第6条又は<u>高齢者部分休業条例</u>第3条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第17条の規定の例による。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員の通勤手当規則の一部改正)

3 北上市職員の通勤手当規則(平成3年北上市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第8条 給与条例第15条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離(道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離)の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額(給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員又は北上市職員の修学部分休業条例(平成28年北上市条例第27号)第</p>	<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第8条 給与条例第15条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離(道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離)の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額(給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員、<u>北上市職員の修学部分休業条例</u>(平成28年北上市条例第27号)第2</p>

2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1)～(20) [略]

条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員又は北上市職員の高齢者部分休業条例（令和4年北上市条例第31号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1)～(20) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上市職員~~の~~期末手当及び勤勉手当規則の一部改正）

4 北上市職員~~の~~期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p><u>（6）北上市職員の高齢者部分休業条例（令和4年北上市条例第31号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員（以下「高齢者部分休業職員」という。）として勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第13条 [略]</p>

<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 高齢者部分休業職員として勤務しなかった期間</u></p> <p><u>(12) [略]</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市一般職の任期付職員の採用等規則の一部改正)

5 北上市一般職の任期付職員の採用等規則（平成25年北上市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任期付短時間勤務職員の自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第12条 任期付短時間勤務職員に対する北上市職員の通勤手当規則（平成3年北上市規則第39号）第8条の適用については、同条中「給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員又は北上市職員の修学部分休業条例（平成28年北上市条例第27号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員」とあるのは、「北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(任期付短時間勤務職員の自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第12条 任期付短時間勤務職員に対する北上市職員の通勤手当規則（平成3年北上市規則第39号）第8条の適用については、同条中「給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員、<u>北上市職員の修学部分休業条例（平成28年北上市条例第27号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員</u>又は北上市職員の高齢者部分休業条例（令和4年北上市条例第31号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員」とあるのは、「北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

年 月 日

任命権者

様

所 属

職

氏 名

高齢者部分休業承認申請書

次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (定年退職日)					
2 休業時間	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	休業時間の合計 時間 分					
3 申請理由						
4 摘要						

備考 1 申請期間は、60歳に達した日後最初の4月1日以後の任意の日から定年退職日までの期間とすること。

2 休業時間の合計は、1週間につき19時間20分以内とすること。

年 月 日

任命権者

様

所 属

職

氏 名

高齢者部分休業承認取消（休業時間短縮）同意書

承認の取消しに同意し、年 月 日から正規の勤務時間の勤務に復帰します。

次のとおり休業時間の短縮に同意します。

1 短縮の始 期	年 月 日				
2 短縮後の 休業時間	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～ 時 分
	休業時間の合計		時間	分	
3 摘要					

備考 該当する□にレ印を記入すること。

年 月 日

任命権者

様

所 属

職

氏 名

高齢者部分休業時間延長申請書

次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申請します。

1 延長の始 期	年 月 日					
2 延長後の 休業時間	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	休業時間の合計			時間	分	
3 延長申請 の理由						
4 摘要						

備考 休業時間の合計は、1週間につき19時間20分以内とすること。